主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第一点について。

自創法に基く農地買収処分に関しては、民法一七七条の適用のないことは当裁判 所の判例(昭和二八年二月一八日昭和二五年(オ)第四一六号事件大法廷判決)と するところであつて、論旨は理由がない。

同第二点について。

右は、原審の事実認定を攻撃するものであつて、上告適法の理由とならない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、主文のとおり判決する。

右は第一点に関する霜山裁判官の少数意見(前記大法廷判決参照)を除き全裁判官一致の意見である。

最高裁判所第二小法廷

		精	山	霜	裁判長裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官

裁判官栗山茂は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 霜 山 精 一